

京 都 大 学 総 合 博 物 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 博物館は、学内共同教育研究施設として、 学術標本資料に関する収集、展示、公開及び教育 研究の支援を行うとともに、これに関連する次の 各号に掲げる研究を行う。</p> <p>(1) 学術標本資料の収集及びその利用に関するこ と。</p> <p>(2) 学術標本資料の解析及び学術的評価に関する こと。</p> <p>(3) 学術標本資料の情報化に関すること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(協議員会)</p> <p>第 4 条 博物館に、その重要事項を審議するため、 協議員会を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、博物館は、京都大学 の教育研究の過程において又はこれに関連して収 集又は作成された各種資料の体系的な収集及び保 存並びにその運用並びにこれらに必要な調査研究 を行う。</u></p> <p>(協議員会)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p><u>2 協議員会は、次の各号に掲げる協議員で組織す る。</u></p> <p><u>(1) 総長が指名する理事</u></p> <p><u>(2) 館長</u></p> <p><u>(3) 博物館の教授</u></p> <p><u>(4) 博物館の准教授のうちから館長が指名する者 若干名</u></p> <p><u>(5) 京都大学の専任教員 若干名</u></p> <p><u>3 前項第 5 号の協議員は、館長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 第 2 項第 4 号及び第 5 号の協議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員 の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 協議員会に委員長を置き、館長をもって充てる。</u></p> <p><u>6 委員長は、協議員会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>7 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長の 指名する協議員が、その職務を代行する。</u></p> <p><u>8 協議員会は、必要と認めるときは、協議員以外 の者を協議員会に出席させて、説明又は意見を聴 くことができる。</u></p> <p><u>9 前各項に定めるもののほか、協議員会の運営に 関し必要な事項は、協議員会の議を経て館長が定 める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 22 年 3 月 16 日から施行す る。</p> <p>2 この規程の施行の際現に改正前の規定に基づき 協議員に委嘱されている者は、その任期の終了す るまでの間、引き続き第 4 条第 2 項第 5 号の規定 に基づく協議員となるものとする。</p>